



# 第 1 章

## 計画の概要

## 1 計画策定の背景と目的

我が国の急速な少子化の進行は、労働力人口の減少や、地域社会の活力低下など、さまざまな影響を及ぼすものとして懸念されています。

特に、少子化問題の解決は、我が国の持続的な成長を維持するうえで大変重要です。

しかし、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化などを要因として、子育てに対する負担や不安、孤立感を抱える親や家庭が増えてきており、また、児童虐待の顕在化や、経済的に困難な状況にある世帯の子どもの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大変厳しいものに変化しています。

そのため、親の子育てに対する負担や不安、孤立感の解消を支援するとともに、社会全体が子ども・子育てに対する関心や理解を深め、誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが喫緊の課題となっています。

国では、平成24年に、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする、「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行しました。

これらを受けて、本市においては、平成27年3月に、「糸島市次世代育成支援対策行動計画（糸島市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定し、平成27年度から5年間、子ども・子育て支援の総合的な取組を進めてきました。

この間、国では、平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において少子高齢化の問題に正面から取り組む姿勢を示しており、「子育て世代包括支援センター」の設置等を推進するとともに、令和2年度末までに全国の待機児童解消を目指すこと（平成29年6月「子育て安心プラン」）を掲げ、令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化を開始するなどの取組を進めています。

このような背景を踏まえ、現行の「糸島市次世代育成支援対策行動計画（糸島市子ども・子育て支援事業計画）」の計画期間が、令和元年度をもって終了することから、新たに本市の子どもに関する政策の目標や方向性を定めるものとして、糸島市子ども・子育て支援総合プラン（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第1次糸島市長期総合計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）」の個別計画で、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策を総合的・計画的に推進します。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定する「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を併せ持つ計画として一体的に策定します。

なお、本計画は、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定する「自立促進計画」を包含するものとして位置付けます。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、本計画に関係する国、県制度の変更や計画の進捗状況、社会環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直していくものとします。

前回の計画期間					今回の計画期間				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
糸島市次世代育成支援対策行動計画 (糸島市子ども・子育て支援事業計画)					糸島市子ども・子育て支援 総合プラン				

## 4 調査の実施

本計画の策定に先立ち、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識などについて把握し、計画の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は、次のとおりです。なお、結果の概要は、巻末の資料編に掲載しています。

### (1) 調査の対象

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出
小学生の保護者	本市在住の小学生の保護者から無作為抽出

### (2) 調査の方法 郵送による配布・回収

### (3) 調査の期間 平成30年11月1日から同月30日まで

### (4) 回収の結果

	配布数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
就学前児童の保護者	2,000 件	1,015 件 (996 件)	50.8% (49.8%)
小学生の保護者	2,000 件	940 件 (918 件)	47.0% (45.9%)

## 5 アクションプランの策定による施策の推進

本計画に掲げる施策に沿って実施する具体的な取組については、その内容、実施期間などを示したアクションプランを策定することとします。

アクションプランは、毎年度、その取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組を継続・終了・追加しながら、本計画に掲げる施策の推進を図ります。